



県章

山形県公報

令和7年7月15日（火）

第621号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）…775
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…776
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…777
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 指定納付受託者の指定……………（会 計 局）…同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………778

公 告

- 令和7年度消防設備士講習の実施……………（消防救急課）…779

告 示

山形県告示第544号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1－（ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソールー5－イル）－2－（シクロヘキシルアミノ）プロパンー1－オン及びその塩類（通称名Cypu tyl one、N-Cyclohexylmeth yl one）
- (2) 2－ { 2－[（4－エトキシフェニル）メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ [d] イミダゾールー1－イル }－N－エチルエタンー1－アミン及びその塩類（通称名N-Des eth yl eton ita zen e）
- (3) （8R）－6－アリル－N，N－ジエチルー1－（チオフェン－2－カルボニル）－9，10－ジデヒドロエルゴリンー8－カルボキシアミド及びその塩類（通称名1T-A L-L A D）

2 失効の理由

条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和7年7月13日

山形県告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人幸春会	ケアセンターマロニエ 米沢市徳町210番地1	訪 問 介 護	令和 7. 7. 1
社会福祉法人幸春会	デイサービスひいらぎ 米沢市徳町210番地1	通 所 介 護	同
社会福祉法人幸春会	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番地1	福 祉 用 具 貸 与	同
社会福祉法人幸春会	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番地1	特定福祉用具販売	同

山形県告示第546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人幸春会	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番地1	介護予防福祉用具 貸与	令和 7. 7. 1
社会福祉法人幸春会	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番地1	特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社鈴木ファーム	ケアセンターマロニエ 米沢市徳町210番1	訪 問 介 護	令和 7. 6. 30
株式会社鈴木ファーム	デイサービスひいらぎ 米沢市徳町210番1	通 所 介 護	同
株式会社鈴木ファーム	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番1	福 祉 用 具 貸 与	同
株式会社鈴木ファーム	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番1	特定福祉用具販売	同

山形県告示第548号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社鈴木ファーム	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番1	介護予防福祉用具 貸与	令和7.6.30
株式会社鈴木ファーム	あおぞら福祉用具事業所 米沢市徳町210番1	特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第549号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形農業協同組合
代表理事組合長 栗原 秀行
山形市旅籠町一丁目12番35号
- 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形農業協同組合 代表理事組合長 岡崎 輝明 山形市旅籠町一丁目12番35号	山形農業協同組合 代表理事組合長 栗原 秀行 山形市旅籠町一丁目12番35号	令和7年5月16日

山形県告示第550号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	渡 前	令和7年3月24日

山形県告示第551号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社N T Tデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入
山形県電子申請システムを通じて納付される歳入

3 指定年月日
令和 7 年 6 月 30 日

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第11号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 7 年 7 月 15 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査料	HBOCスクリーニング	1 回につき	90,530円	を
	BRCA MLPA	1 回につき	44,330円	
	HBOCシングルサイト	1 回につき	33,330円	
乳がん遺伝子検査料	オンコタイプDX	1 回につき	424,890円	

遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査料	HBOCスクリーニング	1 回につき	90,530円	に、
	BRCA MLPA	1 回につき	44,330円	
	HBOCシングルサイト	1 回につき	33,330円	

交通費	片道5キロメートルまで	往復に要する距離について 1キロメートルにつき50円	を
	片道5キロメートルを超える場合	往復に要する距離（片道5 キロメートルまでの往復に 係る距離を除く。）につい て5キロメートルごとに30 円を加算した額	

交通費	片道5キロメートルまで	往復に要する距離について 1キロメートルにつき50円	に改める。
	片道5キロメートルを超える場合	往復に要する距離（片道5 キロメートルまでの往復に 係る距離を除く。）につい て5キロメートルごとに30 円を加算した額	
居宅療養管理指導費		指定居宅サービスに要する 費用の額の算定に関する基 準（平成十二年厚生省告示 第十九号）別表第5居宅療 養管理指導費の項に定める 単位により算定した額	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の日時及び場所

場 所 区 分	山形国際交流プラザ（山形市平久保100番地）	山形県庄内総合支庁（東田川郡三川町大字横山字袖東19番1）
警報設備講習	令和 7 年 10 月 1 日（水） 午前 9 時 10 分から午後 5 時まで	令和 7 年 9 月 22 日（月） 午前 9 時 10 分から午後 5 時まで
消火設備講習	令和 7 年 10 月 2 日（木） 午前 9 時 10 分から午後 5 時まで	
避 難 設 備 ・ 消 火 器 講 習	令和 7 年 10 月 3 日（金） 午前 9 時 10 分から午後 5 時まで	

2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6 号）第33条の17第 1 項及び第 2 項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

3 受講手続

受講申請書を令和 7 年 7 月 28 日（月）から同年 8 月 8 日（金）までの間に山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁本庁舎 1 階一般社団法人山形県消防設備協会に提出すること。

4 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課（電話番号023(630)2229）又は一般社団法人山形県消防設備協会（電話番号023(629)8477）に問い合わせること。

令和7年7月15日印刷
令和7年7月15日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県